

# 独立行政法人国立病院機構 看護職員募集要項

～令和7年度神奈川病院看護師採用試験のご案内～

## 独立行政法人国立病院機構 神奈川病院

連絡・照会先  
独立行政法人国立病院機構  
神奈川病院  
看護職員採用担当者  
〒257-8585 神奈川県秦野市 666-1  
TEL: 0463-81-1771 (平日 8:30~17:15)

# 独立行政法人国立病院機構 看護職員募集要項

～令和7年度神奈川病院看護師採用試験のご案内～

国立病院機構はネットワークを活用した5疾病5事業の診療や感覚器、感染症、重症心身障がい、筋ジス及び神経難病などのセーフティネットの医療（民間では提供困難な医療）も提供する全国に140病院を持つ医療グループです。看護においては、経過別看護や周産期看護、精神看護、がん看護など幅広い看護を提供しています。

## 1. 募集職種

看護師

## 2. 採用試験日等

### (1) 試験日程

- ①第1回採用試験：令和6年5月25日（土）
- ②第2回採用試験：令和6年6月15日（土）
- ③第3回採用試験：令和6年7月27日（土）
- ④第4回採用試験：令和6年8月23日（金）
- ⑤第5回採用試験：令和6年9月28日（土）

### (2) 集合時間 予定：午前9時40分（受験票に記載）

秦野駅発 神奈川病院行きバス 午前9時10分発  
遅れる場合は神奈川病院宛に連絡をしてください。

## 3. 試験会場

神奈川病院 〒257-8585 神奈川県秦野市落合666-1

## 4. 試験内容

小論文（800字程度）及び面接試験

## 5. 応募資格

募集職種	看護師
応募資格	看護師の資格を有する方 令和7年3月末までに助産師又は看護師の資格取得見込みの方

## 6. 応募方法

- (1) 提出書類（提出された書類は、返却いたしませんので予めご了承ください。）  
下記の提出書類をご用意の上、願書受付期間内に神奈川病院宛てご提出ください。

### ○看護師

令和7年3月卒業見込の方	看護師資格を有する方
①採用試験受験願書（別添様式） ②看護系大学（短大含む）・看護学校等の卒業見込証明書 ※看護学校2年課程を卒業見込みの方は、 准看護師免許証(写)を添付してください。 ③看護系大学（短大含む）・看護学校等の成績証明書	①採用試験受験願書（別添様式） ②看護師の免許証（写） ※免許申請中の方は、国家試験合格通知（写）を添付してください。 ③看護系大学（短大含む）・看護学校等の卒業証明書又は卒業証書（写）

※（写）の提出はA4サイズでお願いします。

### (2) 提出先

国立病院機構神奈川病院看護職員採用担当者宛

郵送の場合は、「看護職員採用試験応募書類在中」と朱書きしてください。

### (3) 願書受付期間（受付締切日）

- 試験日 ①令和6年5月20日（月）②令和6年6月10日（月）  
③令和6年7月22日（月）④令和6年8月16日（金）  
⑤令和6年9月20日（金）

## 7. 合否結果について

概ね2週間程度で合否結果（内定通知等）を送付する予定です。

## 8. 個人情報の取扱いについて

各病院へ提出いただく受験願書等の個人情報については、以下の目的のために利用させていただきますことがありますので、あらかじめご承知ください。

- (1) 看護職員採用試験実施のため
- (2) 試験の結果又は内定通知書の送付のため
- (3) 受験者名簿の作成のため
- (4) 採用予定者名簿の作成のため
- (5) 関東信越グループ管内病院での採用手続きのため
- (6) 採用後の人事情報管理のため
- (7) 採用試験実施状況資料作成のため

個人情報の管理につきましては、国立病院機構神奈川病院及び関東信越グループにおいて万全の管理をいたします。

また、上記利用目的以外の目的に利用することは一切いたしません。

提出いただいた個人情報に修正が生じた場合は、お申し出ください。

# 採用後の給与・勤務時間・休暇等について (国立病院機構)

## 1. 給与について

○令和3年4月に採用された埼玉県内の某病院看護師・助産師の場合（新卒）

看護師	大学卒	Aさんの場合：給与総額（年収） 約 5,100,000 円
看護師	短大3卒 専門学校卒	Bさんの場合：給与総額（年収） 約 4,967,000 円
助産師	大学卒	Cさんの場合：給与総額（年収） 約 5,160,000 円

※地域手当（都市手当）の支給率や勤務実績により支給する手当（超過勤務手当等）もありますので、年収額には差が生じます。

**給与は、独立行政法人国立病院機構職員給与規程により支給されます。**

（以下、令和5年度実績を表記しています。）

【初任給】	看護師	大学卒	225,800 円
	看護師	短大3卒、専門学校（3年）	218,800 円
	看護師	短大2卒、専門学校（2年）	211,000 円
	助産師		226,800 円

【諸手当】（条件に応じて下記の手当を加算）

夜間看護等手当・・・夜勤1回につき3,500円～8,600円

※夜勤をすると、夜間看護等手当に夜勤手当が加算され、  
準夜、深夜の実績に応じて支給。

二交替夜勤1回につき概ね11,000円

三交替夜勤1回につき概ね5,000円

専門看護手当・・・・（月額 専門看護師 5,000円，認定看護師 3,000円支給）

診療看護師手当・・・・（月額 60,000円支給）

救急呼出待機手当・（待機1回につき2,000円支給）

派遣手当・・・・・・（業務した日1日につき4,000円支給）

住居手当・・・・・・（借家は月額最高27,000円支給）

通勤手当・・・・・・（交通機関利用の場合 月額最高55,000円まで全額支給）

地域手当(都市手当)・（地域により支給率が異なる 最高基本給等の20%）

業績手当(ボーナス)・（年間基本給等の4.2月分、支給日6/30・12/10）

扶養手当、時間外勤務手当等

その他給与規程に基づき支給されます。

## 2. 勤務時間

- (1) 4週15.5時間勤務（4週8休制） 週38時間45分勤務
- (2) 他に国民の祝日、年末年始の休日有  
※勤務した場合は代休又は休日給を支給
- (3) 勤務形態：三交替制勤務、二交替制勤務（各病棟によって異なります。）

## 3. 休暇

- (1) 年次休暇（リフレッシュ休暇を除く）（有給）
  - 1の年度（4月1日から3月31日までの間）に20日間を限度として付与。  
（4月1日付採用者は、採用時に20日付与。）
  - 取得しなかった日数は20日を超えない範囲内でその翌年度に限り繰り越しが可能。
- (2) リフレッシュ休暇（有給）
  - 1の年度において原則として連続する3日間を付与。
  - 取得しなかった日数はその翌年度に限り繰り越しが可能。
- (3) 病気休暇（有給）
  - 負傷又は疾病の場合に与えられる休暇。
  - 1日、1時間又は1分単位で取得可能。
- (4) 特別休暇（有給）
  - 1) 結婚休暇
    - 結婚に伴う行事等のため勤務しない場合に与えられる休暇。
    - 結婚の日の5日前から当該結婚の日後1ヶ月を経過する日までの間で5日間（暦日）。
  - 2) 介護休暇
    - 職員が要介護者の介護又は通院等の付き添いなど、要介護者の世話を行うため勤務しない場合は、年5日間（要介護者が2人以上の場合は、年10日間）
  - 3) その他（忌引、災害被災時等）
- (5) 子育て支援制度について —あなたのキャリアを生かし続けてください！—  
☆国立病院機構は、育児をしながら働く職員を支援いたします！！
  - 1) 特別休暇（有給）
    - ① 出産休暇
      - 産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後8週間
    - ② 保育時間
      - 子が1歳に達するまで、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合1日2回それぞれ30分以内

### ③配偶者の出産休暇

出産等にかかる入院の日から産後2週間までの間に2日間

### ④男性職員の育児参加のための休暇

配偶者が出産する場合で、産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該子が1歳に達する日までの期間にある場合に、当該出産に係る子又は小学校入学前の子を男性職員が養育するため勤務しない場合は、当該期間内において5日間

### ⑤子の看護休暇

小学校就学の始期に達するまでの子を養育している職員が、その子を看護するため勤務しない場合は、年5日間（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日間）

## 2) 育児休業等

### ①育児休業

男女を問わず、子が3歳に達する日まで取得が可能。

共済組合継続加入掛金（保険料）が免除される。

### ②育児短時間休業

男女を問わず、子が小学校就学の始期に達するまで、週19時間25分～24時間35分の範囲内で、勤務日、勤務時間を選択することが可能。

### ③育児時間

男女を問わず、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため勤務しない場合は、1日につき2時間以内。

## 3) 妊産婦の女性職員に対する軽減措置等

### ①深夜勤務及び時間外勤務の制限

### ②健康診査及び保健指導のために必要な時間の勤務免除

### ③業務軽減

### ④休息・補食のために必要な時間の勤務免除

### ⑤通勤緩和

## 4) その他

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員及び配偶者、子、父母の介護を行う職員について、国立病院機構では以下の措置を講じ、職員が働きやすい環境を整備しています。

### ①早出遅出勤務

1日の勤務時間を変更することなく、始業時間や就業時間を変更して勤務させる制度

### ②深夜勤務制限

深夜における勤務を制限する制度

### ③時間外勤務制限

時間外勤務を月24時間以内、かつ年150時間以内に制限する制度

## 4. 卒後研修制度

国立病院機構では、全看護職員を対象とした「看護職のキャリアパス制度」により、新卒後1年目から生涯学習としての研修システムを備えています。

特に、採用から中堅看護師までの看護職員は、独自の「能力開発プログラム」を基に経験を積み重ねながら主体的に学習し、ステップアップしていきます。

## 5. 宿舎

採用される方が入居できるよう宿舎を用意していますが、詳細につきましては看護職員採用担当者にお問合せください。

## 6. 院内保育所

院内保育所完備 詳細につきましては看護職員採用担当者にお問合せください。

## 7. 社会保険・年金等

- (1) 国家公務員共済組合法に基づく共済組合に加入
- (2) 厚生年金に加入
- (3) 雇用保険・労災保険に加入

## 8. 災害補償

仕事中のケガ、通勤中の事故などの災害補償制度あり。

## 9. その他

常勤職員として採用後、本人のキャリアアップ、人材育成及び家庭環境等に配慮して国立病院機構内の各病院へ異動の希望も可能です。